

函館市長期未着手都市計画道路見直し小委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が作成する長期未着手都市計画道路の見直し方針，その他の事項について調査・検討することを目的として，函館市長期未着手都市計画道路見直し小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 小委員会は，次の各号に掲げる者により構成する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は，函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選により1人を定める。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者が，その職務を代理する。

(会議)

第4条 小委員会の会議は，委員長が招集し，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は，小委員会の会議の議長となる。

3 小委員会は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は，職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第6条 市長は，委員に対し，予算の範囲内で謝礼を支給する。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は，函館市都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，小委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が小委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は，令和5年（2023年）11月17日から施行する。

函館市長期未着手都市計画道路見直し小委員会

氏名	区分・分野	職名
佐々木 恵一	学識経験のある者 (都市計画)	函館工業高等専門学校 准教授
能戸 彰	学識経験のある者 (建築)	(社) 北海道建築士事務所協会 函館支部長
河野 正樹	学識経験のある者 (法律)	弁護士
久保田 貴行	関係行政機関の職員 (公安委員会)	北海道警察函館方面本部交通課課長補佐
新井田 勇二	関係行政機関の職員 (道路管理者)	北海道開発局函館開発建設部道路計画課長
前田 淳成	関係行政機関の職員 (道路管理者)	渡島総合振興局函館建設管理部道路課長
荒谷 哲次	第4条第3項の出席者 (道路管理者)	函館市土木部道路建設課長